規則(訓令)名	理	由		要		江口	
奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則	教育を負担織にある。とは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	分掌の変更等 の改正をしよ	 (1) (2) 部を 3 4 	奈良県立教育委員会書 では 大き できる できます できます できます できます できます できます できます できます	果に、高校の特色 果を義務教育課に 事を備を行う。 管理選び事と 管理選びター 単識とと を一指でとと はである。	色づくり推進課 こ、健康・安全 一部の変更等の でを で変更等の でを で変更等の でを でを でを でを でを でを でを でを できる で で で で で り で り に り に り に り に り に り に り	を高校教育課 教育課を体育健 (第1条関係) い、教育企画 掌事務の変更等 (第2条関係) の一部改正

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則 (案)

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 員会規則第十号) 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則 0) 一部を次のように改正する。 (平成二十年三月奈良県教育委

項を次のように改める。 項中「免許管理係」 第三条の表企画管理室の項中 を 「教職員相談支援係」 「企画管理室」を に改め、 「総務課」 同表高校の特色づ に改め、 同 表教 ŋ 推進課 職員課 \mathcal{O} \mathcal{O}

高校教育課

| 総務係、教育指導係、教育改革推進係、生徒指導係

康課」 社会教育係」 教育統計係」 第三条の に改める。 表学ぶ力 の 下 に を削 り、 はぐ 同表健康 くみ 小 中 課 生徒指導係」 \mathcal{O} 安全教育課の項中 項中 「学ぶ力 を加え、 は ぐくみ 「健康 同表人権· 課 安全教育課」 を 地域教育 「義務教育 課 を 課 \mathcal{O} 項中 「体育健

ぐくみ課の項を次のように改める。 全教育課」を「体育健康課」に改め 第四条中 「企画管理室」 を 「総務課」 同条高校の特色づ に 改 め 同条福利 くり 課の 推進課の項及び学ぶ力は 項第 号中 「健康 安

高校教育課

- 県立中学校及び県立高等学校の教育活動における管理及び運営に関すること。
- 県立中学校及び県立高等学校 の特色化 ・魅力化に関すること。
- 三 導に関すること。 県立中学校及び県立高等学校 の教育課程、 学習指導、 キャリア教育及び生徒指
- 兀 高等学校におい て使用する教科書その他 の教材に 関 すること。
- 五. 県立中学校及び県立高等学校 \mathcal{O} 入学者選抜に関すること。
- 六 県立中学校及び県立高等学校 の設置及び廃止 に関すること。
- 七 市町村立高等学校及び公立専修学校に係る認可等に関すること。
- 八 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 九教育に関する調査に関すること。
- + 良県教育委員会規則第七号) 奈良県次世代教員養成塾 (奈良県立教育研究所管理運営規則 第三条に規定する次世代型教職員支援センタ (平成五年三月奈 の所

掌に属するものを除く。)に関すること。

+ その他県立中学校及び県立高等学校における教育に関すること。

義務教育課

- 指導に関すること。 市町村立義務教育諸学校における教育課程、 学習指導、 キ Y IJ ア教育及び生徒
- る教科用図書に関すること。 義務教育諸学校 (特別支援学校 \mathcal{O} 小学部及び中学部を除 に お 11
- 三 市町 村立 義務教育諸学校の設置及び 廃止 に 関すること。
- 四幼児教育の推進に関すること。
- 五. 学校教育に係る各種振興法に関すること (産業教育施設 及び設備 並 び に高等学

校に関することを除く。)。

- 六 中学校卒業程度認定試験に関すること。
- 七 教育に関する統計に関すること。
- 八 教育振興大綱の進行管理に関すること。
- 九 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。
- 十 その他市町村立義務教育諸学校における教育に関すること。
- 六号から同項第八号までを削り、 第四条人権・地域教育課の項第四号を削り、 同項第九号を同項第五号とし、 同項第五号を同項第四号とし、 同項第十号を削 同 項第
- 教育課の 同項第十 項中「健康・安全教育課」 一号中「社会」を「地域」 に改め、 を「体育健康課」 同号を同項第六号とし、 に改める。 同条健康・
- (奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)
- 第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則 (平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号
-)の一部を次のように改正する。

第三条教育企画部 0 項中第二号を削 り、 第三号を第二号とし、 第四号を第三号とし

- 第五号を第四号とし、同項に次の五号を加える。
- 五社会教育の振興に関すること。
- 六 社会教育主事の資格の認定に関すること。
- 七 公民館 図書館、 博物館その他の社会教育施設に関すること。
- 八 社会教育センターに関すること。
- 九 その他社会教育に関すること。

第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。 条教育支援部の項第一号、第二号、第四号及び第五号中「生徒指導及び」を削り、 第三条次世代型教職員支援センターの項第一号中「研修」を「研修全般」に改め、 同項

(奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則の一部改正)

第三条 奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則(平成二十九年七月奈良県

教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「人権・地域教育課」を「教育研究所」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正(第一条関係) 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改	正案	現	行
紐		繒	
に掲げる係を置く。第三条 事務局に、対	置く。 それぞれの課及び室に同表下欄に、次の表の上欄に掲げる課及	に掲げる係を置く。の室を置き、それで	² 置く。 それぞれの課及び室に同表下欄に、次の表の上欄に掲げる課及
課名	係名	課名	係名
総務課	略	企画管理室	略
略		略	
教職員課	談支援係、県立人事係係、小中人事係、教職員相総務係、給与係、定数管理	教職員課	係、小中人事係、免許管理 総務係、給与係、定数管理
高校教育課	改革推進係、生徒指導係総務係、教育指導係、教育	高校の特色づ	高校教育改革推進係総務係、高校教育指導係、
義務教育課	係 教育統計係、小中生徒指導 総務係、義務教育指導係、	学ぶ力はぐく	教育統計係総務係、義務教育指導係、
略		略	
育課・地域教	人権教育係、地域教育係	育課・地域教	社会教育係、地域教育係、
体育健康課	略	育課・安全教	略
(事務分掌) 第四条 各課及び室 をし、総務課を主 長が定める。 総務課	(業) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(事務分掌) 第四条 各課及び室 とし、企画管理室 とし、企画管理室 を である。	(管理室) (管理室) (管理室) (管理室) (を画管理室) (を画管理室) (を主管課とする。ただし、 (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を)

現

福利課

- 二~三 略

略

高校教育課

- 魅力化に関すること。
 二 県立中学校及び県立高等学校の特色化・
- 関すること。
 、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に三、県立中学校及び県立高等学校の教育課程
- の教材に関すること。 四 高等学校において使用する教科書その他
- 抜に関すること。 五 県立中学校及び県立高等学校の入学者選
- 廃止に関すること。
 六 県立中学校及び県立高等学校の設置及び
- る認可等に関すること。
 七 市町村立高等学校及び公立専修学校に係
- | | 高等学校卒業程度認定試験に関すること
- 九一教育に関する調査に関すること。
- 十 奈良県次世代教員養成塾(奈良県立教育 教育委員会規則第七号)第三条に規定する 教育委員会規則第七号)第三条に規定する
- おける教育に関すること。十一その他県立中学校及び県立高等学校に

福利課

を除く。)。

職員の福利厚生に関すること(教職員課

二及び三 略

略

高校の特色づくり推進課

- 話的な学びの実現に関すること。
 二 県立中学校及び県立高等学校における対
- 五 県立高等学交の設置及び廃止に関するこ人材の育成に関すること。
- る認可等に関すること。

 ・
 市町村立高等学校及び公立専修学校に係
- び運営に関すること。

- 十一 教育に関する調査に関すること。 十 中学校卒業程度認定試験に関すること。
- 十二 奈良県次世代教員養成塾(奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属るが出ている。

- おける教育に関すること。 十五 その他県立中学校及び県立高等学校に

改工案	がら 見は ご ・
、	- 子どものこころのはぐくみに関すること 子どものこころのはぐくみに関すること 学ぶ力はぐくみ課
に関すること。 程 学習指導 キャリア教育及ひ生徒指導	二 市町村立義務教育諸学校における対話的
二 義務教育諸学校(特別支援学校の小学部	な学びの実現に関すること。
及び中学部を除く。)において使用する教	三 市町村立義務教育諸学校におけるキャリ
科用図書に関すること。	ア教育及び職場体験学習に関すること。
三 市町村立義務教育諸学校の設置及び廃止	四 教育振興大綱の進行管理に関すること。
に関すること。	五 義務教育諸学校(特別支援学校の小学部
四 幼児教育の推進に関すること。	及び中学部を除く。)の教科用図書に関す
五 学校教育に係る各種振興法に関すること	Z
	/ 筐巻女育豆及び及蒲佐が二高等全文二六 学校教育に係る各種振興法に関すること
六 中学校卒業程度認定試験に関すること。	関することを除く。)。(産業署でが記入て記値立てい言等学校に
	七 教育に関する統計に関すること。
八 教育振興大綱の進行管理に関すること。	八 教育に関する事務の点検及び評価に関す
九 教育に関する事務の点検及び評価に関す	ること。
ること。	九 その他市町村立義務教育諸学校における
十 その他市町村立義務教育諸学校における	教育に関すること。
教育に関すること。	
略	略
人権・地域教育課	人権・地域教育課
一~三略	一~三略
	四、社会教育の振興に関すること。
四略	五 略
	☆ 社会教育主事の資格の認定に関すること
	。― 七 高等学校卒業程度認定試験に関すること
	育施設に関すること。 八 公民館、図書館、博物館その他の社会教
五略	九
六 その也人権教育及び地或教育こ関するこ	十一 その也人権教育及び社会教育こ関する十 社会教育センターに関すること。
کی	りと。
体育健康課	健康・安全教育課
略	略

第三条 教育研究所の局、 六 五. <u>-</u> 五. 兀 Ξ 二~六 九 八 七 掌事務は、 (削る) こと。 (分掌事務) 関すること。 る調査研究に関すること。 及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県 教育支援部 育施設に関すること。 教育委員会規則第十号)第四条に規定する 略 教育企画部 特別支援教育推進室の所掌に属するものを 次世代型教職員支援センター 略 教育相談に係る事業の実施に関すること 教育相談に関する指導及び助言に関する 教育関係職員の教育相談に関する研修に 教育相談(奈良県教育委員会事務局組織 教育関係職員の研修全般に関すること。 公民館、 その他社会教育に関すること。 社会教育主事の資格の認定に関すること 社会教育の振興に関すること。 加 社会教育センターに関すること 以下この項において同じ。)に関す 次のとおりとする。 改 図書館、 正 博物館その他の社会教 部及びセンタ の所 第三条 教育研究所の局、 三 5 五. 三 六 Ŧī. 兀 二 教育関係職員の生徒指導及び教育相談に 二~六 掌事務は、次のとおりとする。 (分掌事務) 助言に関すること。 関する研修に関すること。 じ。) に関する調査研究に関すること。 属するものを除く。 教育支援部 条に規定する特別支援教育推進室の所掌に 年三月奈良県教育委員会規則第十号)第四 教育企画部 に関すること。 会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十 次世代型教職員支援センター に関すること。 教育関係職員の研修に関すること。 初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修 生徒指導及び教育相談(奈良県教育委員 生徒指導及び教育相談に係る事業の実施 生徒指導及び教育相談に関する指導及び じめを見逃さない取組の推進に関する 現 以下この項において同 部及びセンタ の所

力	
略	
	改
	<u> </u>
	正
	案
네 <u>기</u>	
七 こ と 略 °	
	TH
	現
	行
	1

第八条 審査会の庶務は、	改正
教 育 研 究 所 に お い て	案
第八条 審査会の庶務は、おいて処理する。	現
人権 ・ 地域 教育 課 に	行